

## Ｊリーグ加盟を標榜するクラブに対する優遇措置 実施要項（改訂）

### 〔主旨・目的〕

本要項は、Ｊリーグ加盟を標榜するクラブがＪリーグ入りするまでの期間短縮の措置として

「Ｊリーグ準加盟」を承認された地域リーグ２部以下の所属クラブを対象とした 2011 年度における優遇措置である。なお当該措置は、Ｊリーグのチーム数がリーグ枠にほぼ達したことにより、本年度を持って廃止とする。

### 〔優遇措置〕

- 本優遇措置の適用をＪＦＡ理事会において承認されたクラブは、当該年度の全国地域リーグ決勝大会への参加が認められる。

### 〔優遇措置の適用条件〕

- Ｊリーグ準加盟クラブとして認定されていること。
- 地域リーグ２部リーグ以下の所属クラブであること。
- クラブ所在地の自治体首長からクラブに対する「ホームタウンとしての受け入れ、支援する」旨の承諾書を受領していること。
- 競技力が地域リーグ上位もしくは JFL 下位の競技力と同等と認められること。また優遇措置を受けるに値するクラブとして競技面、および運営面でリスペクトされるよう努めること  
競技力においては該当年における、全国社会人サッカー選手権大会地域予選、地域リーグ２部または都道府県リーグ、都道府県選手権(天皇杯予選)の成績、および該当年以外の過去２年間の公式試合の成績において勘案される。
- 本優遇措置が利用できるクラブは、「１」枠とし、複数のクラブが申請した場合は、審査のうえ、条件をより充分に満たしたクラブをＪＦＡ理事会に推挙する。
- 本優遇措置は 2011 年度限りの措置とする。適用を受けたクラブは以後何等の権利を有しない。

### 〔優遇措置の審査組織メンバー〕

田中道博（常務理事・事務局長） 植田昌利（常務理事・競技会委員会第１種大会部会長）  
桑原勝義（JFL 理事長） 加賀山公（事業部長）、

### 〔申請方法〕

- クラブは当該年度の下記期日までに、以下の書類により申請を行う。
  - 申請締め切り 2011 年 6 月 30 日木曜日
  - 申請書（様式-1）自治体首長の支援承諾書（様式-2）
  - Ｊリーグ準加盟申請時に提出した資料一式（写し）  
（過年度に申請の場合には最新の情報に更新したもの）
  - 当該年を含めた過去３年間の公式試合、トレーニングマッチ等の戦績
  - [送付先]

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り（本郷 3-10-15）JFA ハウス  
財団法人日本サッカー協会 事業部 優遇措置審査 担当宛  
TEL：03-3830-1809/FAX：03-3830-2005)